政　令

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年八月二十五日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第百八十八号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第三第十五号中「千九百十一万枚」を「二千四百八十七万枚」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　野田　佳彦

内閣総理大臣　菅　直人

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年八月二十五日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第百八十九号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条及び第九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項の表自衛隊札幌地方協力本部の項中「石狩支庁管内、後志支庁管内、空知支庁管内（雨竜郡を除く。）、胆振支庁管内、日高支庁管内」を「石狩振興局管内、後志総合振興局管内、空知総合振興局管内（雨竜郡を除く。）、胆振総合振興局管内、日高振興局管内」に改め、同表自衛隊旭川地方協力本部の項中「上川支庁管内、宗谷支庁管内、留萌支庁管内、空知支庁管内（雨竜郡に限る。）、網走支庁管内」を「上川総合振興局管内、宗谷総合振興局管内、留萌振興局管内、空知総合振興局管内（雨竜郡に限る。）、オホーツク総合振興局管内」に改め、同表自衛隊函館地方協力本部の項中「檜山支庁管内、渡島支庁管内」を「北斗市、檜山振興局管内、渡島総合振興局管内」に改め、同表自衛隊帯広地方協力本部の項中「十勝支庁管内、釧路支庁管内、根室支庁管内、網走支庁管内」を「十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内、根室振興局管内、オホーツク総合振興局管内」に改める。

別表第十二平成十三年三月の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十二年三月	四千八百七十六万円

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　北澤　俊美

内閣総理大臣　菅　直人

平成二十二年六月十一日から七月十九日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年八月二十五日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第百九十号

平成二十二年六月十一日から七月十九日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十二年六月十一日から七月十九日までの間の豪雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

備考　上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　直人

総務大臣　原口　一博

財務大臣　野田　佳彦

農林水産大臣　山田　正彦

省　令

○厚生労働省令第九十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月二十五日

厚生労働大臣　長妻　昭

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四十六号を第五十一号とし、第四十三号から第四十五号までを五号ずつ繰り下げ、第四十二号を第四十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十七　二―（二―メトキシフェニル）―一―（一―ペンチル―一Ｈ―インドール―三―イル）エタノン及びその塩類

第一条中第四十一号を第四十五号とし、第三十一号から第四十号までを四号ずつ繰り下げ、第三十号を第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四　一―（二―フルオロフェニル）―Ｎ―メチルプロパン―二―アミン及びその塩類

第一条中第二十九号を第三十二号とし、第二十八号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一　（一―ブチル―一Ｈ―インドール―三―イル）（ナフタレン―一―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第二十七号を第二十九号とし、第二十四号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の二号を加える。

二十四　一―（二・五―ジメトキシ―四―ニトロフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類

二十五　二―（二・四・五―トリクロロ―三・六―ジメトキシフェニル）エタンアミン及びその塩類

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

告　示

○宮内庁告示第七号

天皇皇后両陛下は、千葉県において開催される第六十五回国民体育大会に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、九月二十四日から同月二十七日まで同県へ行幸啓になる。

平成二十二年八月二十五日

宮内庁長官　羽毛田信吾

○総務省告示第三百五号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成十七年総務省告示第十一号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月二十五日

総務大臣　原口　一博

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	旧	新
平成二十二年八月二日	国民新党（こくみんしんとう）	本部の所在地	東京都千代田区平河町二丁目十四番七号ＹＵＫＥＮ平河町ビル三階	東京都千代田区平河町二丁目十四番七号平河町コハセビル三階